# 総務市民委員会 会議録

日 時 平成30年8月27日(月曜日)

午前10時01分開会、午後0時31分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
  - (1)消防本部関係
  - (2) 市民生活部関係
  - (3) 市長公室関係
  - (4) 総務部関係
- 4 その他
- 5 閉 会

#### 出席委員(7名)

委員長 平石 勝司

副委員長 島岡 宏明

委 員 沼田 義雄

委 員 久松 猛

委 員 海老原一郎

委 員 篠塚 昌毅

委 員 今野 貴子

欠席委員(2名)

委 員 矢口 迪夫

委 員 吉田 博史

説明のため出席した者(20名)

市長公室長

船 沢 一郎

総務部長	望	月	亮	_	
市民生活部長	小木	公澤	文 雄		
消防長	飯	村	甚		
消防次長	相	澤	Ý	浩	
政策企画課長	Щ	口	正	通	
財政課長	佐	藤	1	亨	
広報広聴課長	羽	成	健	之	
総務課長	真	家	達	成	
管財課長	渡	辺	善	弘	
課税課長	羽	成	信	明	
市民活動課長	飯	泉	貴	史	
市民課長	松	本	陽	子	
環境衛生課長	五.	来	5	顕	
消防総務課長	檜	Щ	保	明	
予防課長	谷日	田貝 修		多	
警防救急課長	嶋	田	邦	彦	
学務課長	元	Ш	5	宏	
学務課保健係給食係長	藤	田	和	紀	
住宅営繕課営繕係長	市	村	好	央	

事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

## 傍聴者(2名)

男 1名

女 1名

○平石委員長 おはようございます。ただ今から総務市民委員会を開催いたします。

今回は事前の委員会でありますので、本会議に上程される案件についての詳しい質疑 は、基本的に定例会中の本委員会で行うことにしたいと思いますのでよろしくお願いし ます。

協議事項に入る前に海老原議長よりお願いがあります。

○**海老原議長** おはようございます。今回お願いしたいのは決算特別委員会の委員につ いてでございます。毎年、9月の定例会終了後に決算特別委員会を開催して日程の調整 を行っているところでございますが、どうしても委員会や会派の視察で日程が入ってくるので決算特別委員会の日程を取るのが非常に難しくなってきています。そこで、事前委員会で内々で決算特別委員を選んでいただき、議会初日終了後に内々で決算特別委員会を開催し、委員長、副委員長、日程を決めていいただき、定例会終了後から決算特別委員会が審議できるようにしたいとおもいまして、あくまでも内々ということでお願いをいたします。

○平石委員長 ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより消防本部の案件について協議を行う。消防本部資料に基づき, 土浦市消防団 員の定員, 任免, 服務等に関する条例の一部改正について説明願います。

○嶋田警防救急課長 資料の1ページをご覧ください。土浦市消防団員の定員,任免, 服務等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。 1. 改正の理由といたしま して、近年の少子高齢化や核家族化などが進むと同時に、被用者が増加し消防団員の減 少傾向が続いているところです。防災活動の担い手である消防団員の確保が難しい状況 であることから、消防団員と同等の活動が出来ない場合に、特定の活動のみに参加する 制度を設け、地域住民が参加しやすい環境を整えることによって、災害対応能力を強化 するのが改正の目的です。また、あわせて文言を修正したいと思います。 2. 改正概要 といたしまして、一部改正の主な内容は、OB消防団、ラッパ隊の2隊を結成し活動い たします。OB消防団は消防団を退団した元消防団員で結成していただき、大規模災害 時の住民避難誘導や避難所の運営補助など、永年培った経験や技術を活かして活動して もらいたいと考えております。ラッパ隊は既に発足はしておりますが、現在消防団に所 属しない者は参加できないというような決まりとなってございますので、ラッパ隊の吹 奏だけでもできるよう、機能別消防団として組織をし、各種イベント、消防団の勧誘と PR活動、普及啓発に従事してもらうのが目的となります。 3. 施行日については、平 成31年4月1日を考えております。4. その他といたしまして、平成30年8月1日 付で消防団の条例定数は629名となっております。現在は525名でございます。う ちラッパ隊は16名。男6名、女10名という状況です。本部員においては21名。消 防団女性部にあっては23名でございます。2ページをご覧ください。こちらが条例改 正文(案)となっております。3ページから7ページは条例の新旧対照表となっており ます。この条例は古い条例となっておりますので誤字、誤植等がありますので、あわせ て文言の修正をいたしたいと考えております。8ページをご覧ください。過去10年間 の消防団員数の推移となっております。10年間で37名の減少となっております。説 明は以上のとおりとなります。よろしくお願いします。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○久松委員 ○B消防団の定数なんかはあるのか。
- 〇嶋田警防救急課長 現在51名の方に打診をしているところでございます。最終的には20名くらいの方に電話等で聞いたところ10名から15名くらいの方が参加してもいいと考えているそうです。ということを鑑みますと、組織としては20名前後なのかなと思います。最終的には大規模災害が発生した場合は、土浦市内に避難所が開設され

ると思いますので24箇所あたりに1人ずつ置けたらいいのかなという考えでおります。

- ○島岡副委員長 私もOBなんですが、声はかかっておりません。阪神淡路大震災があった時にみんなで救助に行ったということがありまして、問題になるのはOBの方々の身分というか補償が一番の問題になってくるのかなあと思うのですが。それもしっかりさせるというのですか。
- **○嶋田警防救急課長** 基本的に普通の団員と同じように,災害活動時に怪我をされた場合には補償がございます。
- ○島岡副委員長 分団に補充すると言う訳ではなくて、新たに作るということですか。 ○嶋田警防救急課長 基本的には、新たに組織をつくるという考えです。ですが、持ち 区の火災とかがあった場合には、第一線に出るわけではなく、ホースを片付けたりとか そのようなことをやっていただくのはできると思いますので、個人的な意志で出ていた だくことは可能かと思います。
- ○島岡副委員長 15名の定員の中で8名とかのところもあると思うんですが、そこに補充をしないと、災害があった場合に、その団が機能しないということもあると思うんだけれど。それが○B消防団で、あんたたちは別だよ、ということになるとお手伝いしていただけないと思うんだけれどもどうですか。
- ○嶋田警防救急課長 その辺につきましては、分団長さんとOB消防団と話し合って、 火災の時には来てくださいよ、と連絡を取っていただければと考えているところでございます。基本団員を増やすことがメインなんですが中々増えないことで、このようなことを考えているところです。
- ○沼田委員 OB消防団は希望者だけでしょ。消防団は定年があるわけだよね。それを 義務的に2年間とか3年間とか, OB消防団に全部入るんだよという義務付けにしては どうなの。
- **○嶋田警防救急課長** 権限がないので。定年の方も今,消防団はございません。ある程度の年数を努めていただいて、やめていただいた方に、昔のノウハウではないですが、それを発揮していただく場としておりますので、強制的なものは考えておりません。
- ○海老原委員 ラッパ隊は知っているんですが、ラッパ隊と女性消防に両方入っている 方がいますよね。その身分保障はどのようになっていますか。
- **○嶋田警防救急課長** 両方やっていただくことはいいことなので、両方の身分というの も考えております。
- ○島岡副委員長 参考までに聞きたいんですが、分団長をやると退団しますよね。人数 が足らない時には、また平で残るという話もあって、それはダメだよということになって、今でもそれはダメなんですか。
- ○嶋田警防救急課長 大丈夫です。残っていただいて結構です。
- ○**篠塚委員** 13条の特殊勤務手当でラッパ隊はその他の職務で1回につき1,500 円が出せますよ。という解釈でよろしいのですか。
- ○嶋田警防救急課長 その他の職務1,500円となっております。

○平石委員長 その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)

#### ○平石委員長 この程度。

次に、土浦市消防フェスティバル2018の開催について説明願います。

- ○嶋田警防救急課長 9ページをご覧ください。土浦市消防フェスティバル2018の開催について報告いたします。1. 日時は平成30年9月22日土曜日10時から15時となっております。2. 場所は消防本部屋外訓練場と一部消防庁舎3階となっております。3. 開催目的については応急手当の重要性や救急車の適正利用,住宅用火災警報器の普及啓発などを目的としております。4. 催し物でございますが,ここに記載のとおりですが,(1)のこどもメディカルラリーについて簡単に説明いたしますと,市内の小学生が3人1組になりまして,応急手当の正確性をラリー形式で競い合います。現在8チームのエントリーがございます。(2)応急手当体験コーナー,救急クイズ,
- (3) 梯子車搭乗体験, (4) 放水体験, (5) 救助体験。こちらは実際にロープを低い位置に張りまして,子どもたちに渡ってもらおうかと考えているところでございます。
- (6) 救急車、ミニ救急車、ミニ消防車の展示、(7) 土浦協同病院ドクターカー、ラ ピッドカーの展示。ラピッドカーとは従来のドクターカーとは違いまして、ストレッチ ャーと患者を乗せるスペースがない乗用車的な車と考えていただくといいかと思いま す。医師と看護師が乗り込み、事務員が運転いたします。ラピッドカーのメリットとと いたしましては、救急車より小型のため、機動性がよいという所でございます。(8) 起震車、免震車体験というところでございますが、どちらも同じような構造となってお りますが、免震車の方は免震装置が付いております。震度5の地震を起こして、その後 免震装置を働かせると、これだけ弱く感じる体験ができるのが免震車となっておりま す。(9) 住宅火災警報器普及啓発, (10) VR (消火訓練バーチャルリアリティー) 体験については、スマートフォンが入るゴーグル等をつけて、火災の映像が出てくるの で消火器を持つと映像に消火器が出てくるので消火を体験できる。うまくかかれば鎮火 しますし、かからない時には逃げてくださいというアナウンスが流れます。テレビゲー ム的な要素がございます。(11)チャリティーバザーにつきましては, Tシャツタオ ル等を募集いたしまして販売いたしたいと考えております。(12)飲食コーナーにつ きましては、カレーライス、かき氷、フランクフルト、社会福祉協議会のほうでご協力 いただきましてパン、アクセサリー販売を考えているところでございます。(13)つ ちまるコーナー(14)消防団コーナーということになっております。10ページ11 ページは広報用のパンフレットとなっております。小学校,中学校,公民館,各企業等 に配布しているところでございます。説明は以上となります。
- ○平石委員長 この件について何かありますか。 (「なし」という声あり。)

#### ○平石委員長 この程度。

次に、いきいき茨城ゆめ国体2019(第74回国民体育大会)に伴う集団災害対応 訓練について説明願います。

- 〇嶋田警防救急課長 いきいき茨城ゆめ国体2019(第74回国民体育大会)に伴う集団災害対応訓練について報告いたします。1. 日時は平成30年10月10日水曜日9時から11時30分の予定となっております。2. 場所につきましてはJ:COMスタジアム土浦で実施いたします。3. 訓練の目的は茨城国体において万が一事件,事故が発生した場合の関係機関の具体的な対応訓練です。それと相互の連携要領を確認することを目的としています。4. 訓練の想定ですが軟式野球中にJ:COMスタジアム土浦で多数の死傷者が発生する内容で実施する予定でございます。5. 主要訓練項目は別々に行うものではなく,(1)から(4)までの流れがあるということでございます。6. 参加機関としましては、土浦協同病院、筑波大学附属病院、筑波メディカルセンター病院、土浦市役所、つくば栄養調理製菓専門学校の生徒などをお願いいたしまして、総勢100名を超える訓練となってくる予定であります。7. この訓練の検証会を平成30年10月18日木曜日9時から消防本部3階講堂で実施します。説明は以上となります。
- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○**久松委員** 下に昨年の模様の写真がありますが、この訓練は毎年やっているのですか。
- 〇嶋田警防救急課長 多数傷病者発生訓練は毎年やっております。国体が開催されることから、土浦市役所職員や様々な機関を巻き込んで大々的に今回は実施しようと考えております。
- ○**海老原委員** 国体は、土浦では野球だけではなくて、水球や相撲がありますよね。どうして野球を選んだのか。
- ○嶋田警防救急課長 一番人を集めやすい場所ということを考えまして、相撲も考えたんですが、この訓練の期間中土俵とかないものですから、実際に近い訓練ができるのが野球場を使用した訓練かなあと思いましてこちらを選びました。
- ○平石委員長 その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

次に、物損事故について説明願います。

- ○嶋田警防救急課長 物損事故について報告いたします。1. 事故日時ですが平成30年7月1日日曜日11時20分頃となります。2. 発生場所は消防本部屋外訓練場です。3. 事故の内容ですが、土浦市ポンプ操法大会中でして、11時20分頃に単管パイプとメッシュシートで作成しました目隠し用のパーテーションが突風により動いてしまい駐車してあった車両に衝突し、くぼみ傷をつけた事案でございます。4. その他といたしまして示談済みの案件となります。説明は以上となります。
- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○沼田委員 これは保険に入っているんでしょ。
- **○嶋田警防救急課長** 市民活動課が窓口となっています,全国市長会市民総合賠償保険 を適用し,保険で直しているところでございます。

○平石委員長 その他,何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 その他消防本部から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

委員から何かありますか。

- ○**篠塚委員** 異常気象により熱中症がかなり多くて、熱中症の人数ですかね、今度の時でいいので資料を提出していただければありがたいです。予防ということで車両は巡回してアナウンスをしていただいているのですが、予防対策等も一緒にいただければと。熱中症になった場合の対策とかがありましたらだしていただければと思います。
- ○平石委員長 本委員会の時に資料を提出してただければと思います。
- **○今野委員** 熱中症対策とかのアナウンス, 気温が何度以上になったらとか, 基準があるのですか。
- 〇嶋田警防救急課長 土浦市内の気温が28度以上になった場合に、広報活動を行っています。

その他,何かありますか。

(「なし」という声あり。)

消防本部の皆さんは退席して結構です。

(消防本部退席)

(市民生活部入室)

これより市民生活部の案件について協議を行います。市民生活部資料に基づき、土浦市手数料条例の一部改正(案)について説明願います。

○松本市民課長 土浦市手数料条例の一部改正(案)についてご説明させていただきま す。始めに条例改正の趣旨でございますが、昨年10月に受益者負担の適正化に関する 基本方針が策定され、受益者負担の原則に基づきまして適正な負担を受益者に求め公平 性を確保するため、コンビニ交付の手数料及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料 を改正するものでございます。改正内容でございますが、1点目のコンビニ交付の手数 料につきましては、コンビニの多機能端末機で発行しております住民票の写しなどの各 証明書、1件につき200円を、1件につき300円に改正するものでございます。2 点目の住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料につきましては、1人1時間につき5, 000円を、住民1人分の記録につき300円に改正するものでございます。改正理由 でございますが、1点目のコンビニ交付の手数料につきましては、コンビニ交付を導入 しました平成28年度から、コンビニ交付にかかるランニングコストの2分の1が特別 交付税措置されておりますが、導入後3年間に限定されており30年度で終了いたしま す。特別交付税による財政支援がなくなることから、窓口交付の手数料と同額とするも のでございます。 2 点目の住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料につきましては、時 間単価から人数分単価に変更するものでございますが、台帳の閲覧は公益性の高い統計 調査や世論調査を実施するために必要な場合に限られており、これまでも住所氏名等を 台帳から転記しております。また、住民票を取得した場合と同等の情報を得られること

から他市の状況を参考に住民 1 人分の単価設定とし、住民票交付手数料と同額とすることといたします。施行は 9 月議会に上程し、議決をいただいた後には、約 6 ヶ月間の市民への周知期間を設け、平成 3 1 年 4 月 1 日とするものでございます。改正案文につきましては、次ページに添付してございます。説明は以上でございます。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○久松委員 基本台帳の写しを実際の件数はどのくらいありますか。
- ○松本市民課長 29年度の実績で13件です。
- ○久松委員 どのような目的の人が多いの。
- ○松本市民課長 公益性の高い統計調査,世論調査などに限定されておりますので,ア ンケート調査の対象者を抽出するためにされている方が多いと思います。
- ○沼田委員 コンビニになって利用率はあがりましたか。
- ○松本市民課長 29年度は28年度と比較しまして、68%の増でございます。
- ○島岡副委員長 マイナンバーの普及率はどのくらいになったのか。
- **〇松本市民課長** 7月末現在で、申請件数が2万2、029件で、人口の15.3%。 交付件数が18、990件で人口の13.2%でございます。
- ○篠塚委員 茨城県で何番目ですか。
- ○松本市民課長 マイナンバーの交付率は、県内44市町村中6番目です。
- ○篠塚委員 コンビニ交付手数料。システム手数料ですかね。金額は変わらないですかね。支払うのは。
- **○松本市民課長** 29年度決算ベースで、市町村負担金を払っております。29年度は270万円でございます。その他、システム管理料が221万6、160円。コンビニ事業者へ1通当たり115円を払っております。合計で29年度537万4、090円でございます。
- ○篠塚委員 それは必ず支払う訳ですよね。値上げしても支払いは変わらない訳ですよね。
- ○松本市民課長 はい。ランニングコストです。ただ、負担金の額が検討して下がることはありますが。
- ○篠塚委員 100円の値上げでランニングコスト分はでないですよね。
- ○松本市民課長 はい。
- **〇平石委員長** その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

次に、平成30年度土浦市男女共同参画センターフェスティバルの開催について説明 願います。

○飯泉市民活動課長 平成30年度土浦市男女共同参画センターフェスティバルの開催 につきまして説明をさせていただきます。別添のフェスティバルチラシをご覧いただき たいと思います。このイベントにつきましては、男女共同参画意識の普及として啓発を目的といたしまして、毎年開催をしているところでございます。本年度につきましては

9月15日土曜日に開催をいたします。第1部につきましては講演会。第2部につきましては音楽会を予定してございます。その他今回は男女共同参画に関するパネル展示のほか、本庁舎2階の市民ラウンジにおきまして、まもなくスタートいたしますゴミの有料化ですとか、世界湖沼会議の紹介。そのようなものを行いますとともに、ウララの2階にございます東部ガスのキッチンスタジオをお借りいたしまして、男性の家事参加を促進するため、男性の料理教室の開催を予定しております。この料理教室、午前の部、午後の部2回ございます。午前の部につきましては、中川市長も参加を予定しております。総務市民委員会の皆さまにおかれましても、事前にご案内の文章を送らせていただいておりますけれども、お時間がございましたら是非フェスティバルに足をお運びいただければと思います。説明につきましては以上です。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○久松委員 渡辺大輔は元職員だったそうだね。
- ○飯泉市民活動課長 おっしゃるとおり元職員です。これを生業にしたいということで職員を退職されて、プロの形で活動されています。
- **○今野委員** これはもう一般の方にアナウンスされているのですか。
- ○飯泉市民活動課長 一応, 男性の料理教室につきましては, 8月中旬号の広報紙で募集をしております。フェスティバル全体につきましては, チラシは窓口に配布してございますけれど, 9月1日の広報紙でもフェスティバル全体ご案内をさせていただけるよう準備をしております。
- ○今野委員 今現在、どのくらい申し込みがありますか。
- ○飯泉市民活動課長 フェスティバル全体につきましては、女性団体とも共催になっておりますので、各団体取りまとめております。あと、個人の方の申し込みが十数名程度。男性の料理教室につきましても数名程度あるようです。
- ○平石委員長 その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

次に、土浦市災害廃棄物処理計画について説明願います。

〇五来環境衛生課長 土浦市災害廃棄物処理計画につきましてご説明申し上げます。資料につきましては、別添の水色の計画の冊子とA3二つ折りの概要版をお配りさせていただきましたが、今回は概要版をご覧いただきたいと思います。1番の計画策定の目的でございますが、災害発生時には膨大に災害廃棄物が発生いたしますことから、その処理につきまして、あらかじめ必要な想定を行ったうえで、処理の基本的な流れや留意すべき事項等を示すことによりまして、災害時におけます市民の健康や安全の確保、衛生や環境面での迅速かつ適切な対応と、災害廃棄物の処理及び被災地の復旧・復興に資することを目的としたものでございます。2番の計画の位置づけでございますが、点線で囲まれてございますのが、それぞれ国、県、市の法令計画等でございます。国では平成26年に災害廃棄物対策指針を策定いたしまして、この中で各自治体での災害廃棄物の処理計画の策定が求められております。また、茨城県は本年2月に県の災害廃棄物処理

計画を策定、あわせて市町村向けの策定指針を作成しまして県内全市町村での早期の計画策定を目指しているものでございます。土浦市の部分をご覧いただきますと、本計画は地域防災計画。一般廃棄物処理計画と整合を取りながら策定したものとなっております。3番の対象となります災害廃棄物につきましては、地震、風水害、その他の自然災害によって発生いたします廃棄物。具体的には茨城県南部直下地震、桜川氾濫を想定した計画でございます。4番の各主体の役割のうち、土浦市の役割をご覧いただきますと、災害廃棄物は一般廃棄物に区分されますことから、被災状況によりましては産業廃棄物や有害廃棄物も含めて、市が主体となって処理を行うこととなります。中ほどをお開きいただきまして、左側のページ5番の災害廃棄物処理の基本方針でございます。4つ上げてございます。(1)適正かつ円滑、迅速な処理の実行(2)環境への配慮

- (3)目標期間内での処理の実施(4)合理的かつ経済的な処理の4つの基本方針に基 づきまして、細部の計画を策定いたしました。6番の災害廃棄物処理の流れですが、被 災現場で分別した上で仮置場へ搬入しまして、分別して保管をいたします。その後、破 砕焼却を行いましてリサイクル埋立て処分を行うことを基本といたします。 7番の発災 後における実行計画の策定でございます。今回の計画は基本計画に当たるものでござい ますので、災害発生の際には、被災状況に基づいた実行計画を作成するものでございま す。実際には計画策定後に今後実行計画の雛形みたいなものを作っていけたらと考えて おります。右側のページ。8番の災害廃棄物発生量の推計です。茨城県南部直下地震で 67万9,000トン、桜川の氾濫で5万4,000トンと想定しまして、その量を処 理するために必要な仮置場,処理方法を検討いたします。9番の仮置場につきまして は,生活環境の確保,復旧等のため,災害廃棄物を一時的に集積し,分別,保管を行い ます。通行できなくなった道路の啓開でありますとか倒壊建築物の撤去のためにも必要 となりまして、その必要面積は南部直下地震の場合19.6ヘクタール。水害の場合 3. 4~クタールと想定しております。裏面をご覧ください。10番の生活ごみ避難所 ごみし尿です。災害時に発生しますこれらの廃棄物につきましても、処理について想定 する必要がございます。11番の処理処分でございます。災害廃棄物は,破砕選別,焼 却等の中間処理を行ったうえで再生利用、最終処分を行います。市内の施設で処理しき れない場合には県内市町村の支援による処理や県内事業者による処理を行ってまいりま す。留意点といたしましては、記載のとおり生活環境に支障がないよう関係法令に従 い、適正に処理することを基本といたしまして、再生利用の推進と最終処分量の削減、 処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定してまいります。本編につき ましては後ほどご覧いただきたいと存じます。説明は以上でございます。
- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○久松委員 言葉の意味がわからないんだけど、9番仮置場の道路啓開とはどう意味か。
- ○五来環境衛生課長 道路に倒木であるとかで道路が通れなくなっている場合です。前回の東日本大震災にもこのような状況が起こりました。まずはそれを撤去しないと救急車両が通れませんし、物資も供給できませんので、それを第1に道路が通れるようにな

るのが道路啓開です。

- ○篠塚委員 仮置場の設置は面積が書いてあるのですが、具体的な想定している場所は これには載ってこないのですか。その都度なんですか。
- ○五来環境衛生課長 この計画を策定後に、想定する仮置場の場所を考えております。 具体的には公民館であるとか、運動公園であるとか、そういったところが候補に上がってきますが、担当課との話し合い。現場の状況。災害の種類によって。水害の場合には低地にはできませんので、候補地を今後決めていくということになってきます。
- ○**篠塚委員** 想定の量は市全体ですか。1箇所に置くということは難しいでしょうから個別に置くということになると思うのですが。放射性物質は想定されておりませんが、ここはそういう施設がないから。東海原発から飛んできた場合とかそういう想定はこの計画に入らないのですか。
- **○五来環境衛生課長** まず、仮置場でございますが、1箇所という訳ではなくて、道路が通れなくなるということもございますので、分散をした場所の設定をしております。 それから放射性廃棄物につきましてですけれども、こちらも危険物という形で、有害廃棄物との形で想定をしてございます。放射性廃棄物ばかりではなくてPCBであるとか、有害ガスであるとか、市では処理をしませんけれども、大規模災害が起きた場合には市が処理をするしかございませんので、そういったものも想定はしてまいります。ただ、具体的な方策までは記載してはございませんが、検討する記載となっております。
- ○**篠塚委員** 放射性等物質に関しては稼動期間の年数が長くなるし、いろいろな用件がでてくるのでその辺は難しいと思うのですが、地震を想定しているのであればそのところまで入れておけばいいのかなと思いました。
- **○五来環境衛生課長** 今後、改定等もございますので、そちらのほうも配慮していきたいと思います。
- **〇平石委員長** その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

その他市民生活部から何かありますか。

○五来環境衛生課長 お手元に配らせていただきました家庭ごみ処理有料化のサンプル袋。資源ごみの出し方の冊子でございます。サンプル袋は前回委員会のほうにお示しさせていただいたものです。出来上がりましたものは10月上旬号の広報紙と一緒に全戸に配布をいたします。サンプル袋と一緒に全戸に配布いたします,ごみの出し方の改訂版でございます。1枚おめくりいただけますでしょうか。こちらに家庭ごみ処理有料化について記載をしております。左側に新しいごみ袋のデザイン,価格帯,ボランティア袋について,清掃センターの搬入料の改定について。右側には有料化袋を9月1日から販売いたします取扱店の一覧。82店舗の一覧でございます。販売店に関しては随時募集をしてまいります。3ページをご覧いただきますと,3月の時にご指摘をいただきましたわかりづらいという内容がございまして,燃やせるごみの出し方といたしまして,イラストを用いて例示をいたしました。中央には指定袋に入れなくて良いものとして有

料化除外品を選定してありますが、使用済み紙おむつを記載いたしました。右側が生ごみの出し方。一枚おめくりいただきまして、5ページ6ページ。こちらが市民の方々からもわかりにくいという声が多かった容器包装プラスチックにつきまして2ページを使って市民の皆さまに理解していただけるような書き方を心がけました。飛びまして11ページ。資源になるものの出し方について、こちらを14ページまで記載しておりますが、特に13ページ14ページでございます。こちらもわかりにくい等の声をいただいておりました雑紙の分け方でございます。イラストと具体的な例をお示ししましてご理解いただけるような標記をいたしました。21ページをご覧ください。海老原委員からのご意見。下村議員の一般質問もございましたごみ分別辞典につきまして掲載したものでございます。品目ごとの分別区分をあいうえお順に並べたもので、243品目でございます。スペースの関係でごみサクに掲載のもの全てではございませんが、網羅してございます。最後のページにはごみサクの案内を記載させていただきまして、そちらの利用を促したいというものでございます。説明につきましては以上でございます。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○久松委員 非常にわかりやすい。これとは関係ないんだが、プラスチックごみが中国では輸入制限をしている。全世界的にも大きな影響をうけるようだが、わが国ではどうか。
- **○五来環境衛生課長** 中国での輸入制限,プラごみの影響でございますが,本市におきましては,容器包装リサイクル協会という団体がございまして,こちらを通して処理を行っております。そちらの団体では,国内での処理を行っておりますので,直接的に土浦市にはあまり影響はない。ただ,自治体によりましてはもっと安くできるということで,独自ルートで中国ルートを通る業者さんに処理をお願いしているところもございます。そういったところは影響があるかも知れませんが,容器包装リサイクル協会を利用することで安全な処理を行えるということで土浦市はそのような方法をとっております。
- ○海老原委員 これは英語版なんだけれど、それ以外のはできているのか。
- ○五来環境衛生課長 今回は、日本語と英語の標記。前回はポルトガル語とか、そのようなものもございました。今できているものは予算もございまして、ページを増やしたもので、これだけになってしまいました。今後、他国語版を検討してまいりたいと思います。ただ、イラスト、簡易な標記を心がけましたので、英語圏以外の方が全くわからないかというと、そういうことはないと聞いております。
- ○海老原委員 いつ作る予定なの。
- ○五来環境衛生課長 予算の関係もありますので、いつまでとは。
- ○平石委員長 その他,何かありますか。
  - (「なし」という声あり。)
- **〇平石委員長** その他市民生活部から何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 市民生活部の皆さんは退席して結構です。

(市民生活部退席)

(市長公室入室)

○平石委員長 これより市長公室の案件について協議を行います。市長公室資料に基づ き、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定について説明願います。 〇山口政策企画課長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定につい てでございます。2番の目的をご覧ください。地方創生の実現に資するため、地域及び 暮らしの安心安全に関することや防災、災害対策に関することなどについてあいおいニ ッセイ同和損害保険株式会社と連携して効果的効率的に実施をするため包括連携協定を 締結することになりましたのでご報告のほうをさせていただきます。 3番の協定事項の ほうをご覧いただきたいと思います。協定内容は(1)から(6)までございますとお りでして、地域及び暮らしの安全、防災及び災害対策、産業の振興及び中小企業支援、 観光の振興、農業の振興、その他、地方創生に資する取組というふうになっておりま す。具体的実施事項についてでございますけれども, (1) の中で交通安全イベント実 施時のセミナー開催、(3)の中の介護事業者向けリスクマネジメント講座の開催な ど,主にセミナーや講座,研修の開催などに強みをもっているようでございます。具体 的な取組内容や実施報告につきましては、今後、双方の担当者同士で協議を行っていく ことになります。また、4番にございますように9月25日に同社と締結式を開催する 予定となっておりまして、県内での包括連携協定締結は、坂東市、常総市、牛久市、小 美玉市についで5市目ということになってございます。説明については以上でございま す。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

次に、平成29年度決算に係る健全化判断比率の報告について及び平成29年度決算 に係る資金不足比率の報告についてを一括して説明願います。

〇佐藤財政課長 こちらにつきましては、定例会最終日の案件で平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について実施されるものでございますが一括でご説明します。始めに、健全化判断比率でございますが、すでにご案内のとおり夕張の破綻を契機に策定されました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第3条及び第22条の規定によって各年度の決算を元に健全化判断比率及び資金不足比率を算定して監査委員の意見をいただき9月議会に報告し公表するということになっております。左側の健全化判断比率の導入とありますが、真ん中の図ですね、実質赤字比率、将来負担比率について、早期健全化段階から早期健全化基準、通称イエローカードといっております。更には財政再生基準、レッドカードですね。分類して財政状況の警笛を鳴らしていく。実質的な自立を促すというところで、万が一レッドカードに該当した場合は早期の財政の健全化を計っていくというものでございます。左下でございますが、こ

ちらは一般会計、公社、3セクも含めまして4種類の仕様がございまして、それが対象 となっているところでございます。ページ右側にございますが、実質赤字比率というも ので、こちらは標準財政規模、いわゆる市役所のお財布具合ですね。に対して一般会計 の赤字の割合を示す①の実質赤字比率。それからその下②でございますが、特別会計も 含めた連結の実質赤字比率という指標でございますが、土浦市は過去においても赤字を 出しておりませんが、前年度同様、赤字がありませんので、該当はなしとなっていると ころでございます。2ページをお願いします。③土浦市の実質公債費比率でございま す。こちらにつきましては、イエローカード25%、レッドカード35%となっている ところでございますが、こちらは一般会計、特別会計の地方債の償還金、すなわち公債 費や特別会計の繰出し金で公債費に当てられたものなど,実質公債費,比率が標準財政 規模に対する割合を3年平均で示すと、数値が小さいほど優れているということでござ いますが、当市におきましては、上段にもありますとおり、7.5%でございまして、 昨年度は6.7でございまして、0.8ほど上昇している。悪化しているという言い方 になると思いますが、こちらについては先ほど申し上げましたとおりイエローカードが 25, レッドカードといわれる財政再生基準が35でありますので、いずれも大幅に下 回っている状態であります。単年度の指標でございますが、3年平均ということでござ いまして、真ん中で囲んであるところの右の方で数字が出ていますが 6.9。単年度で すと6.9でございまして、単年度だと昨年8.1だったので0.7下がって高低して いるようでございまして、こちらは単年度で言いますと、駅北の進捗にもよりまして、 都市計画税がその分充当が、指標の計算上、充当財源に余裕が生じたことがございまし て単年度では下がっております。しかし平成29年度の指標としては上昇しているとい うのは、この指標というのはフロー状報ということで3年平均で算定しますので、27 年度が7.5,28が8.1,29が6.9ということで、こちらに書いてございませ んが26年度が4.6と、当時低かったということで、3年平均を取りますと、ここ3 年で率が上昇したということでございます。3年平均で均しますと大事業が推進してい るということで、元金償還ということが、据え置きが3年となっておりますので、こち らで公債費が増となっているというようなことでございます。今後も公債費が多くなっ てくるということもございまして,数値は徐々に高くなると思われます。ちなみに平成 29年度決算は全国の数値公表前でございますが、昨年28年度決算におきましては、 県内平均は6.9でございました。全国の市町村の平均は6.9でございます。財政再 生団体いわゆるレッドカードになった団体は全国で1つでございまして、これは夕張市 でございますが、数値は76.8というところでございます。3ページでございます。 土浦市の将来負担比率でございます。前の実質公債費比率が公債費ということで、借金 を返済している額に対して、フロー状報に対して負担比率は、地方債の残高、借金がい くら残っているのかというような将来負担のストック状報であるといわれております。 地方債の償還や債務負担の額、市の職員が全員退職したと仮定した退職金の額、公益連 合の負債など。将来の財政負担と考えられるものの中から、引ける基金の将来負担の財 源を差し引いた実質的負担額が標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示すという

ものでございます。これも数値が小さいほど優れておりますので、率の増に繋がる新治 小中一貫教育学校や図書館の新規起債の増によりまして、昨年は69.6だったものが 13.7ポイント上がって83.3となっているところでございます。今後も現在想定 されております市民会館、給食センターなどの大型事業による市債発行によりまして数 値が上がる可能性がある。大事業推進によって市債残高増のピークに向いまして100 程度まで増加する見込みでございますが、その後は事業費の縮減に努めるというところ と計画的な公債費の返済によりまして下がっていくものでございます。いずれにしまし ても上段の表にもあるように、イエローカードが350でございますので大幅に下回っ て推移するものでございます。28年度決算の県内平均は36.4。全国の市町村の平 均は34.5ということで、早期健全化基準以上の団体はやはり全国で1団体で夕張市 となっております。以上の4つの比率について早期健全化基準比率でありイエローカー ドを下回っている状況でございます。 4ページをお願いします。資金不足比率でござい ます。こちらについては,下水道,水道,公営企業とされる経営の健全化を判断するも のとして、一般会計からの繰入金の収入を含めて企業会計の事業規模に対する資金不足 の割合。赤字ですね。を示すものでございます。経営健全化計画で義務づけられている 経営健全化基準。20とされておりますが,こちらについても赤字はなしということで ございます。28年度決算は県内では赤字の団体はなしと、全国では延べ9団体が健全 化基準を上回っているという状況でございます。以上、健全化判断比率及び資金不足比 率はいずれにおきましても、本市の財政状況は健全化で示されたことでございます。た だし、今後大型事業による市債の発行、市債の発行に伴い、公債費が増加するというこ とで、高くなっていくと予想されますので、国の基準を下回る見込みでございますが、 経年の比較等を分析しながら持続可能な財政運営を図るのが大事かなというところでご ざいます。説明については以上でございます。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○久松委員 将来負担比率でいくつか事例が上げられていると思うんだけれど、その中で職員が全員退職した場合と書いてあるんだけれど、ありえない話だよね。なんでこうなったの。
- ○佐藤財政課長 確かに、現実的にはないというところだと思うんですが、健全化判断 比率を最初に作成する時に、一般企業と退職手当引当金が大手上場企業に必ず作成しな くてはいけないというところになります。全員が退職した場合に当てなくてはいけない という大手企業の状況がございまして。
- ○久松委員 全員が退職したことを前提として引当金を用意しておくの。
- ○佐藤財政課長 はい。それを負債のほうにのせることになっています。大手の企業を鑑みても全員が退職したという状況を、理論上はないとは思うのですが、将来の負担というのは全部網羅すべきという作りが最初にありまして、全員辞めてしまったら将来負担どころの話ではないので、現実には負担としてはあるのだということです。
- ○久松委員 そういうことであれば毎年数値は変わるの。
- ○佐藤財政課長 はい。退職した場合の負担金というのを見込んで払っているので、そ

れでも足りない分,高い人が辞めたり段々低くなってくるとは思うのですが、基金として用意しているものと全体で辞める人との差額でも足りない部分がある。その部分を載せている。全員が辞めた場合を全部のせているわけではなく、ある程度用意はしてあるので、その差額をのせているということです。

○平石委員長 その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)

### ○平石委員長 この程度。

次に、シティプロモーション事業「学祭 TSUCHIURA 2 O 1 8」の開催について説明願います。

○羽成広報広聴課長 シティプロモーション事業「学祭 TSUCHIURA 2 0 1 8 」の開催に つきましてご報告させていただきます。 2ページをお願いいたします。 1の開催目的で ございます。本市には約14万人の人口に対しまして、10校の高等学校がございまし て、近隣の市町村からも多くの学生が集います学びのまちでございます。学びのまち土 浦の財産であります将来を担っていただきます高校生などの愛着心や求心力を醸成いた しますため、市内の全高等学校が一堂に会します学園祭的イベントをさまざまな活動発 表の場といたしまして、提供いたしますことで高校が多い、教育のまちというほかには ない特徴をアピールいたしました市のイメージアップ戦略を展開するものでございま す。また、若者のチャレンジを応援する自治体といたしまして、土浦市を印象づけます ことで、これから子育てをする世代の移住促進を図りますとともに、活力ある若者の流 入促進を図るものでございます。2番及び3番、開催日時場所につきましては、11月 24日土曜日午前9時から午後4時の時間帯でうらら広場やアルカス土浦を初めといた しました土浦駅西口駅前周辺で開催をさせていただきます。開催内容につきましては、 4番, (1)(2) が事前の先行イベントでございます。(3) から(7) は当日のイベ ントとなっております。(1)のイベントネーミング募集につきましては、6月に募集 を行いまして、7月4日に各高校の代表生徒によります選考委員会を実施いたしまし て,漢字で学祭,アルファベット大文字で TSUCHIURA, 2018とネーミングが決定し たところでございます。(2) のイベント TSUCHIURA Haiku×Haiku につきましては, 5, 7, 5の俳句とですねハイキングをコンセプトといたしまして、高校生に実際に市 内散策をしてもらいまして、俳句を詠んでいただくことで、土浦市へ親近感を深めても らおうと企画されたものでございます。若者を中心に広く利用されておりますインスタ グラムやメールを利用いたしまして来月9日まで俳句と写真の募集を行っております。 (3)から(7)の当日のイベントでございますが(3)の制服いろいろ学校紹介につ きましては、中学生にとりまして憧れのアイテムでございます制服姿で学校紹介を行っ てもらうものでございます。(4)の自慢の部活動披露につきましては、各校の歴史や 教育方針を背景といたしました独自の特色をもった部活動を紹介するものでございま す。(3)(4)につきましては、うらら広場でのステージ発表ということで調整を進め ているところでございます。(5)学校対抗ビブリオバトルでございますが、ビブリオ バトルいいますのは決められました時間内に自分がお勧めしたい本の紹介を行ってまい

ります知的書評合戦のことでございまして、こちらのイベントにつきましてはアルカス 土浦のステップガーデンを観覧席といたしまして参加校の対抗戦方式を考えてございま す。(6) 魅せます全校のアート作品につきましては、アルカス土浦の市民ギャラリー におきまして、先ほどの Haiku×Haiku に応募をいただきました俳句と写真のほか、絵 画、書、写真、洋服や模型・立体造形など各校の部活動や学校生活の中で制作されまし た多様なアート作品を展示いたしまして、高校生らしい感性や技術の高さなどを公開す るものでございます。その他アルカス広場におきまして(7)のキッチンカー出展など を調整しているところでございます。参加高校につきましては、資料5番の10校でご ざいます。事業の開催に当たりまして茨城県、茨城県教育委員会をはじめといたしまし て各新聞社11社からのご後援をいただくこととなっております。 3ページでございま すが、このイベントのチラシ、ポスター案となってございます。参加高校の校章をカラ フルにあしらいました若者の感性によりますデザインとなっているところでございま す。当日多くの皆さまにご来場いただけるようポスターにつきましてはJR常磐線水戸 駅から取手駅の各駅。TXつくば駅、研究学園駅へ掲出を行い、チラシにつきましては 今後市内外の各所におきまして配布を行いますなどPRを行ってまいりたいと考えてお ります。4ページにつきましては、(2)のイベント TSUCHIURA Haiku×Haiku 募集チ ラシ,募集ポスターでございます。こちらも来月9日まで募集を行っているところでご ざいますので,多くの作品を呼びかけてまいりたいと思ってございます。最終的な全体 の内容が固まり次第当日用のチラシということで作成しております。そちらにつきまし ては改めてご案内させていただきます。最後になりますが、今回のイベント初めての開 催ということで各学校の高校生,先生方と手探りで企画の方を進めているところでござ います。将来的には高校生が主体となって企画運営をしていただければと思いますが、 こどもたちにとって高校生活の中で欠かせないイベントとなりますよう取り組んでまい りたいと考えております。お忙しい時期ではございますが、ぜひ会場にお運び願いまし て後輩たちに激励などをしていただき開催にあたりまして力添えを頂戴したいと思いま す。事業者の公募についてでございます。1番をご覧頂きたいと思います。よろしくお 願いします。説明は以上でございます。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○篠塚委員 大変楽しい企画だと思うのですが、高校生から企画運営に入ってくると思うので参加した高校生に記念になるようなものを配って、それを見た次の高校生がやりたいという雰囲気をつくれるようになればと思うので、ひとつ高校生の思い出になるようにがんばってください。それと要望なんですが、シティプロモーション事業なので土浦駅の西口と東口は亀城公園口と霞ヶ浦口と決まったと思うんですね。市で決めたものですから、シティプロモーション事業であれば西口ではなくて愛称も入れるように今後土浦市の出すものに関してはそのようにしていった方が、せっかく看板をお金をかけてやったのにこのままではただ埋もれていってしまうだけですから、その辺はよろしくお願いします。
- ○羽成広報広聴課長 まず1点目。委員の方からご提案がございました高校生の思い出

に残るようなものということで、こちらにつきましては各校の参加者生徒、学校の方と も調整を図りながら是非そのようなものを考えてまいりたいと思います。また、2点目 の名称の方につきましてもそのようにご案内の方を差し上げる形にしたいと思います。

- ○篠塚委員 市の事業,シティプロモーション事業ですから全てのものに対して企画課の方から通知をだして、再度考えてみてはどうでしょうかね。せっかくこうして決めて看板を作ったので、お金をかけてやったものですから、そういうものも政策企画課の方で。
- ○船沢市長公室長 全体からの観点からということで、今後、全体会議ですとかにですね、市全体的な調整を図っていければと思います。
- ○海老原委員 土浦日本大学高等学校と土浦日本大学中等教育学校の違いは。
- **○羽成広報広聴課長** 中等教育学校という事で通常の日本大学高等学校とは別な扱いになってございまして、私どもの参加校の数え方の中でも別校という形で取扱いをさせていただいております。
- **○海老原委員** もう1つ。俳句の方で、俳句とそれにあわせた画像の意味がよくわからないんだけれど。
- **○羽成広報広聴課長** こちらにつきましては、高校生が各史跡を回ったり、イベントに参加した時に、その場その場で感じたものをこの写真を題材にして俳句を詠んだということで、セットにして応募していただく形になっております。どのようなものを詠んだのか伝わるようにということで企画しております。
- **○今野委員** この学祭なんですけれども、これと似たような企画は全国で行われていますか。
- **○羽成広報広聴課長** 私どもの調べた限りでは、市内全校が参加しての学園祭的なイベントとは初めてかなと認識しております。
- ○平石委員長 その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

その他市長公室から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 委員から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 市長公室の皆さんは退席して結構です。

(市長公室退席)

(午前11時33分 休憩)

(午前11時37分 再開)

(総務部入室)

○平石委員長 これより総務部の案件について協議を行います。総務部資料に基づき、 町の区域の変更について(土浦駅前北地区市有地有効活用事業用地)を説明願います。 ○真家総務課長 1ページをお願いします。町の区域の変更についてご説明します。 1番の変更する区域は土浦駅前北地区市有地有効活用事業地でアルカス土浦の北側隣接地でございます。2番の変更の理由についてですが、用地取得者が分譲マンションを販売するにあたりまして、区分所有権を設定する関係から、取得した4筆を合筆する必要があり、隣接地であるアルカス土浦と同様に町名を大和町に変更してほしいとの要望書が提出されたものでございます。3番、変更内容ですが、用地取得者が取得した該当土地4筆の内、一番面積が大きい有明町3002番6について大和町へ区域を変更するものであります。2ページをお願いします。議案でございます。3ページにございます変更調書のとおり、本市の町の区域を変更することについて、変更理由である区分所有権の設定の必要性はもとより、南側隣接地であるアルカス土浦が大和町であることや町内会の有無、該当小学校区等を鑑みまして変更はやむを得ないものと考えられますので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。4ページが当該土地の登記事項証明書の写して、5ページは位置図となります。網掛け部分が当該土地でございます。6ページが公図となり7ページは土地取得者からの要望書となります。説明は以上でございます。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- 〇平石委員長 この程度。

次に、避難行動要支援者支援制度について説明願います。

○真家総務課長 9ページをお願いします。避難行動要支援者支援制度についてご説明 いたします。1番、当制度の概要でございます。当制度は、一人暮らしの高齢者や障害 者など、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時などに地域の中で支援 を受けられるようにする制度でございます。具体的には、災害時に自ら避難することが 困難な高齢者や障害者といった避難行動要支援者を対象に名簿を作成し、平常時から地 域の避難支援関係者に提供して、日頃からの見守り活動に活用するとともに、災害時は 地域の助け合いによる安否確認や避難支援に活用することで支援を必要とする方への被 害を少しでも軽減しようとする制度でございます。(1)が制度の対象となる避難行動 要支援者でございまして、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら 避難することが困難で、特に支援を要する方のうち次の方が対象となってございます。 ①介護保険要介護3から5の方②身体障害者手帳の交付を受けている方で障害が1・2 級に該当する方③療育手帳A、マルAに該当する方④精神障害者手帳1級の方⑤です が、上記に該当しない方でも、支援を必要とする方で一人暮らしの高齢者等で、支援を 必要としている方、これは手上げ方式。希望される方が該当することになってございま す。また、日頃の見守り活動や災害時の安否確認及び避難支援をお願いするのが(2) の避難支援関係者でございます。①地区長、②民生委員及び児童委員、③自主防災組織 の役員、④社会福祉協議会、⑤市長が必要と認める者で消防機関や警察署となってござ います。2番進捗状況と今後の予定でございますが、現在、避難行動要支援者への同意 手続きとして、対象の方2、220人いらっしゃいますので、その方々に名簿の登録の お願いの通知を郵送してございます。対象の方の同意が得られれば名簿を作成いたしま

して地元自治会の地区長,民生委員,自主防災組織の役員方々に名簿を提供いたしまして,日頃からの見守りや災害時の安否確認,避難支援に活用していただきたいと考えております。説明は以上でございます。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- 久松委員 同意を求めるはがきを提出したのが、2,020名。
- **○真家総務課長** ①から⑤までに該当する方が2,220名いらっしゃって,その方に,いざという時に避難勧告,避難指示を出す場合に,地元の方に名前を公表してもいいかどうかの同意を求めるものでございます。
- ○久松委員 2,220名に対して求めているのか。
- ○真家総務課長 はい、そうです。
- ○久松委員 その回答がこれからなんでしょ。
- **○真家総務課長** 今集計中でございます。今のところ498名から同意をいただいておりまして、さらに旧制度、元々手上げ制度でして、こちらの方は1、172名いますので、1、670名が同意されているということで、全体からいうと51.5%の同意率となっております。
- ○海老原委員 要支援者の中で、⑤番の一人暮らしの高齢者とあるよね。実際の東日本大震災の時に、二人暮らしでもちょっと厳しかったんだよね。もうちょっとやさしくできないかな。
- ○真家総務課長 一人暮らしの高齢者と書いてありますけれども、二人暮らしであっても老々介護とかがありますので、希望される方は該当するというような考え方でおります。
- ○海老原委員 そうすると、今の2、220名には入っているのかな。
- **○真家総務課長** 入っておりません。こちらの部分については、市報等で周知活動を行っておりますので、その中でご希望があれば名簿に搭載したいと考えております。
- **○今野委員** 市報へ載せて、それを見た方がわかって、手を上げるということですよね。
- **○真家総務課長** 市報でわからない方もいらっしゃると思いますので、民生委員児童委員の皆さまにも説明していますし、地区長にも説明してますので、その中から希望される方がいらっしゃればこちらに連絡していただければと考えております。
- **〇今野委員** 地区とは連携をしながら、地域の情報を吸い上げてというようなことも同時にやっていっているということですね。
- ○**真家総務課長** 名簿を作るだけでは当然終わらない話なので、日頃の見守り活動であるとか、障害の方がどこにいるのか、その方がいざという時にどういう形で、誰がどういう形で避難させるか、という個別計画がないとこの計画うまく運用されないと思いますので、その部分については福祉部門とつめて行きたいと考えております。
- **○今野委員** 今, 同意を確認中ということなんですけれども, 同意を得られなかった方に対しては名簿の方から削除するということ。
- ○真家総務課長 個人情報保護法の関係がございまして、本人の同意が取れないと名簿

に載せられない。当然地元の方に知られたくないというので、同意をいただけないということなので、災害時になってみないと。災害時になった場合は全員が載った名簿をお渡しすることになるんですが、普段は名簿の中に載せられない形になります。

- ○今野委員 高齢者の方が多くなると思うのですが、忘れていたとか多々あると思うんですね。情報漏れで手を上げることができなかったという方も結構でてくると思うんですね。この状況がわからなくて、載せられるのは怖いわという。正しい認識ができていない可能性もあると思うのですが、その辺の対応はいかがですか。
- **○真家総務課長** 確かに、今野委員さんがおっしゃられた部分もございますので、今後 引続き広報活動を行っていき、できるだけ同意していただけるよう目指して行きたいと 考えております。
- ○今野委員 具体的には、どういう対策をされるのですか。
- **○真家総務課長** 今のところは、具体的な話は進めていない状況なので、いつ何時そのような状況が起きるとも限らないので、できるだけ早めに福祉部門と話し合って行きたいと思います。
- ○今野委員 命に関ることになると思うので、認識していない方の漏れのないように対策していただければと思います。
- ○平石委員長 改正というのは、今年やってまた来年とか再来年とかというふうになっていくのでしょうか。今は支援は必要ないが、来年になったら必要になるとか、いろいろ変わってくると思うのですが。
- **○真家総務課長** こちらは障害者手帳ですとか高齢者の介護認定の関係ですとか、随時 更新されていく情報なので、今のところ年に1回の更新をしていましたが、できれば年 に2・3回ですね更新していく形で考えております。
- **○平石委員長** その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

次に、土浦市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について説明願います。

○真家選挙管理委員会書記次長 10ページをお願いします。土浦市長の選挙における ビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明します。まず 1番改正の趣旨ですが、公職選挙法の一部改正こちらは29年6月21日に公布されて ございますが、こちらによりまして、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するた めに、これまで国政選挙、知事選挙、市長選挙で認められていた選挙運動のためのビラ の頒布こちらについて、平成31年3月1日以降に執行される市議会議員選挙において も認められることとなったことに伴いまして、その公費負担に関する本市条例の一部改 正を行うものでございます。2番改正の内容でございますが、題目や第1条及び第2条 中の「土浦市長」を「土浦市議会議員及び土浦市長」に改めるものでございます。施行 日は平成31年3月1日を予定しております。11ページから12ページが議案でござ いまして、13ページから16ページにつきましては、法律施行時の国からの通知とな

- ってございます。説明は以上でございます。
- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- 久松委員 枚数は。
- **○真家選挙管理委員会書記次長** 4,000枚,頒布可能となっております。ちなみに 土浦市長は1万6,000枚なんですが,市議会議員の場合は4,000枚。こちらの 公費負担なんですが,1枚あたり7.51円なので,3万40円までが公費負担の上限 となってございます。
- 久松委員 選挙期間中に配布できるという。
- ○**真家選挙管理委員会書記次長** あくまでも選挙活動中ということなので、公示日からです。
- ○今野委員 印紙貼る, 証紙貼る。
- **○真家選挙管理委員会書記次長** こちらにつきましては、選挙管理委員会に届出をしていただきまして、2種類以内4、000枚ということになっていますので証紙をお渡ししますので、証紙を貼っていただきまして新聞の折込ですとか、個人演説会の会場ですとかの頒布となります。
- ○今野委員 2種類大丈夫なんですか。
- ○真家選挙管理委員会書記次長 2種類になっております。
- ○海老原委員 大きさは関係ないの。
- ○真家選挙管理委員会書記次長 ビラの大きさも決まっておりましてA4版以内ということです。ちなみにビラの内容ですが、特に制限はございませんが、虚偽事項ですとか利益誘導になることについては当然載せられないと、色刷りとか紙質については制限がございません。ただし、表面に頒布責任者、印刷者の住所氏名は必ず記載しなければならないということになってございます。
- **○平石委員長** その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

次に、(仮称)土浦市立学校給食センター建築主体工事請負契約の締結について説明 願います。

○渡辺管財課長 17ページをお開きください。本案件,議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する案件でございまして,工事につきましては,予定価格が1億5千万円以上のもの,財産取得につきましては,2千万円以上のものが該当いたしますことから今回議案としてあげさせていただいているものでございます。本案件,教育委員会学務課からの案件でございます。なお,学務課より元川課長,藤田係長の方が本日出席しておりますのでよろしくお願いいたします。始めに今回の工事の目的でございますが,19ページ,今回の工事の概要となってございます。ページ中ほどから下のところ9番に記載がございますように,本市の第1,第2給食センターは,両施設とも老朽化が著しく,また耐震基準を満たしていないことから,これらを統合して1センター方式として再整備し、食物アレルギーを持つ生徒・児童を含むすべての生徒・児童に、安心

安全でおいしい給食を継続して提供することが可能な施設を整備することによりまし て、学校給食の充実を図るものでございます。次に一段上の8番工事概要でございます が、構造は、鉄骨造2階建て、延床面積約4、900㎡の建物でございまして、完成後 は、1日当り調理能力1万2、000食に対応するものでございます。恐れ入ります1 7ページに戻っていただきまして、名称、工事場所、工事内容につきましては、記載の とおりでございます。契約金額につきましては、税込み、12億5、172万円。契約 予定の相手方としましては、市内に本社を有する株式会社山本工務店と佐々木建設株式 会社との共同企業体でございます。出資比率は、山本工務店が55%、佐々木建設株式 会社が45%。55対45の出資比率となってございます。契約方法でございますが, 8月1日に一般競争入札にて執行いたしました。当案件、共同企業体、いわゆる J V の 案件でございまして,まず,企業体構成の条件としまして,構成員の数は2社,出資比 率の下限は、30%といたしました。代表構成員の入札参加条件としましては、県内に 本社を有すること、それから、経営事項審査の建築一式における評点が1,000点以 上,年間平均完工高,20億円以上であることとしました。次に,代表以外の構成員の 条件としましては、市内に本社を有すること、土浦市において建築一式の格付けがA等 級,年間平均完工高が1億円以上であることの,条件を付しまして,公告いたしまし た。入札結果につきましては、18ページをご覧いただきたいと存じます。中段に記載 のとおり、常総・郡司共同企業体を始めといたしまして4社から応札がございました。 予定価格については、左下に記載がございますように、税抜きで11億7、174万 円。最低制限価格については、税抜き10億5,456万6,000円。落札率は9 8. 91%という結果でございました。その他、資料としましては、20ページをご覧 頂きますと、完成イメージ図をお付けしてございます。こちらは横にしてご覧頂きまし て、西側の空から施設を望んだイメージ図となっております。施設手前側の方から食材 等を搬入いたしまして,施設奥側に見える新治トレーニングセンター側から給食を搬出 する動線になっております。続きまして21ページをお開きください。施設全体配置図 でございます。こちらも横にしてご覧頂きますと,上が北方面の図面になっておりま す。次の22ページは、1階平面図。23ページは、2階の平面図となってございま す。こちらも同様に、横にしてご覧頂きますと、上が北方面になってございまして、当 該施設につきましては、1階には主に各種の調理部門及び事務室等の管理部門。2階に は研修室等の見学部門と調理員休憩室等の厚生部門を配置した施設となってございま す。さらに、24ページをご覧いただきますと、整備事業のスケジュールとなってござ います。表の1番左側から中ほどに記載してございます、本体工事等の欄における建設 工事のところが, 今回の工事の工程表となるものでございます。工期につきましては, 議会の議決を頂いた翌日から、再来年の2020年、現在の年号ですと平成32年5月 29日までの予定となってございます。その後、準備期間をおきまして9月供用開始の 予定でございます。本案件についての説明は、以上でございます。よろしくお願いいた します。

○平石委員長 この件について何かありますか。

(「なし」という声あり。)

## ○平石委員長 この程度。

次に、(仮称)土浦市立学校給食センター電気設備工事請負契約の締結について説明 願います。

○渡辺管財課長 25ページからになります。本案件も、給食センター整備工事に係る ものでして、こちらは電気設備工事の契約案件でございます。今回の工事の目的につき ましては、先程の案件同様、学校給食の充実を図るものでございます。契約名称、工事 場所につきましては、記載のとおりでございます。次の工事内容でございますが、記載 のように、給食センター整備工事に係る電気設備工事の一式、受変電設備工事をはじめ としまして、動力設備、発電機設備、放送設備等の内容となってございます。こちらは 契約金額につきましては、税込み4億5、327万6、000円。契約の予定者としま しては、市内に本社を有する栗原電業株式会社と同様に市内に本社がございます株式会 社星総合設備との共同企業体でございます。こちらの出資比率でございますが、栗原電 業が70%,星総合設備30%。70対30となってございます。契約方法でございま すが、こちらも8月1日に一般競争入札にて執行いたしまして、JVの案件でございま す。こちらは、代表構成員の入札参加条件、まず、代表は、市内に本社を有し、電気工 事における評点が700点以上、年間の平均完成工事高が3億円以上としております。 また、もう一方の代表以外の構成員の条件としましては、こちらも市内に本社を有する こと、経営事項審査の電気工事の評点が同様に700点以上、こちらは年間の平均完成 工事高が1億円以上であること等として条件を付しまして、執行いたしました。ただ今 ご説明しましたとおり、今回の案件、市内電気工事業者2者のJVとして入札を執行し たものでございます。今までにはなかった電気工事でJVの案件は始めてでございま す。その理由といたしましては、今回の予定価格税込み、4億5、964万円と高額で あることもありまして、通常行っております、市内電気業者1者での応札では、工事規 模がやや大きいことから今回、市内電気業者2者のJVとしまして執行したところでご ざいます。入札結果につきましては,26ページをご覧いただきたいと存じます。 応札の結果、中段に記載がございますとおり、雅・川村共同企業体と栗原・星共同企業 体の2社から応札がございました。予定価格については、左下に記載がございますとお り、税抜きで4億2、560万円。最低制限価格については、3億7、652万8千円 で、落札率が、98. 61%という結果でございました。資料としましては、先程と同 様に、27ページには本工事の概要を、続く28ページに施設の配置図、それから29 ページには施設整備スケジュールを同様のものを添付させて頂きました。こちらの方 は、ご覧いただきたいと存じます。工期につきましても、先程と同様、議会議決の翌日 から平成32年5月29日の予定でございます。説明の方は以上でございます。よろし くお願いいたします。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

次に, (仮称) 土浦市立学校給食センター機械設備工事請負契約の締結について説明願う。

○渡辺管財課長 30ページからになります。本案件も、給食センター整備工事に係る こちらは機械設備工事の契約案件でございます。今回の工事の目的についても、先程の 案件同様でございます。契約名称,工事場所につきましては,記載のとおり,工事内容 でございますが,こちらも給食センター整備工事に係る機械設備工事の一式を行うもの でございます。契約金額につきましては、税込み8億2、226万3,400円。契約 予定の相手方としまして、市内に支店を有します株式会社テクノ菱和と市内に本社を有 する常陽水道工業株式会社との共同企業体でございます。こちら出資比率の方は、テク ノ菱和60%, 常陽水道工業40%の出資比率となってございます。契約方法でござい ますが、こちらも8月1日、同日に一般競争入札にて執行の方をいたしました。当案 件, こちらも J V の案件でございまして, 構成員の数は 2 社, 出資比率の下限, 30% といたしております。まず、代表構成員の入札参加条件としましては、市内に本社また は支店・営業所を有すること、経営事項審査の管工事における評点が1,200点以 上、年間平均完工高が6億円以上としまして、次に、代表以外の構成員の条件としまし ては、市内に本社を有すること、経営事項審査の管工事における評点が800点以上、 年間平均完工高が1億円以上であること、と条件を付しまして、公告いたしました。今 回の案件、市内に本社又は支店・営業所等がある管工事業者2者のJVとして入札を執 行したものでございます。入札結果につきましては、31ページをご覧いただきたいと 存じます。中段に記載のとおり、川崎・阿部共同企業体を始めといたしまして4社から 応札がございまして、こちら3社が同額で並び、くじの結果テクノ菱和・常陽水道共同 企業体が落札者となったものでございます。予定価格については、左下に記載がござい ますように、税抜きで8億4、595万円。最低制限価格については、税抜き7億6、 135万5,000円。落札率90%という結果でございました。資料としましては, 先程と同様に、32ページには本工事の概要、続く33ページには施設の配置図、それ から34ページに同様の施設整備スケジュールを添付させて頂きました。工期につきま しても,先程の案件と同様でございます。説明の方は以上でございます。よろしくお願 いします。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○海老原委員 くじってどうやってやるのか。
- ○渡辺管財課長 くじですが、一般競争入札は全て電子入札でやってございまして、電子入札の方は茨城県でシステムがございます。共同電子入札システムというのがございまして、各市町村がそれに乗っかってやっているものなんですが、くじを引く際、同額で並んだ場合には、各市町村はワンクリックをするだけで県の方の共同システムの中でくじをされまして、結果だけが画面にでるような形です。
- ○平石委員長 その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

次に、財産の取得について((仮称)土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入) を説明願います。

○渡辺管財課長 35ページからになります。当案件も、給食センター整備に伴いまし て,供用開始の際に必要となります厨房機器一式を購入するものでございます。名称及 び種類は、記載のとおりでございます。契約金額につきましては、税込5億4、637 万2,000円。納入期限については、平成32年5月29日となってございます。契 約予定者としましては、アイホー共同企業体。こちらは、株式会社アイホーと茨城アイ ホー調理機株式会社の共同企業体でございます。本件、その性質及び特殊性から価格の みによる競争入札とするのではなく,衛生管理,作業効率,経済性などの様々な観点か ら、総合的に最も適した受託者を特定するために、平成28年にプロポーザル方式によ り決定した業者でございます。見積り合わせの結果につきましては、36ページをご覧 いただきたいと存じます。落札額、税抜き5億590万円でございます。続きまして3 7ページは、本案件の概要となってございます。次の38ページは、横にしてご覧いた だきまして、厨房機器全体のイメージ図でございます。次の39ページをご覧いただき ますと、こちらも横にしてご覧いただきまして、主な厨房機器の配置図となってござい ます。右上に凡例をお付けしてございますが、①の電気式回転釜から⑦の配送用コンテ ナにつきまして、少しページが飛びますが46ページ47ページをご覧いただきます と、①の電気式回転釜から⑦の配送用コンテナについての実物の厨房機器の写真をお付 けしてございます。こちらはご覧いただければと存じます。続いて戻っていただきまし て、40ページをご覧ください。40ページをご覧いただきますと、作業動線図となっ てございます。同様に横にしてご覧頂きますと,左側から食材等を搬入いたしまして, 随時、作業が進んで行きまして、コンテナを積み込み搬出する動線となってございま す。赤い点線の矢印が調理動線を表しているもので、その他の動線凡例や衛生部分に関 しましても、色分けして表示しております。また、同様にその図の中のAからKのアル ファベットで表示されております厨房機器につきましては,次の41ページから45ペ ージになります。こちらの方にAからKのアルファベットで表示されております厨房機 器につきまして一覧表をお付けしてございます。こちらの方もご覧いただければと存じ ます。最後に,48ページが他の案件のものと同様のスケジュールの方をお付しており ますのでそちらの方もご覧いただければと存じます。説明の方は、以上でございます。 よろしくお願いいたします。

- ○平石委員長 この件について何かありますか。
- ○**篠塚委員** 今現在,使用している機材。老朽化しているんだけれどコンテナは使える物があるのかどうか。それはこの後使うのか。購入した物が全てでまかなえるのかお伺いいたしたい。
- ○元川学務課長 コンテナも食器も変わるので、間仕切りのサイズも変わるということで、新たに購入するものもあるのですけれども、後は学校の方でこれから配膳方法が学校によって異なりますので、積み替えとかそのような形で食器も増えるので、2段階配送。まず食器を配送して、その後給食ということで考えているので、そのようなところ

で活用できる物は学校の希望を聞いたうえで今まで使っていた物も活用できればと考えています。

- ○篠塚委員 古い物で使えるものはあるのですか。もうないでしょ。
- **○元川学務課長** 調査してみないとわかりませんが、痛んでいるものも多いので、現場の確認とか考えています。
- ○平石委員長 その他,何かありますか。 (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 この程度。

次に, 土浦市税条例の一部改正について説明願う。

○羽成課税課長 49ページをお願いいたします。地方税法等の一部を改正する法律 が、平成30年3月31日に公布され、これに伴い市税条例も改正する必要があります ので、市税条例の一部改正をお願いするものです。改正の内容についてご説明いたしま す。今回の改正は、大きく分けて4つにわかれております。1つ目が、市民税関係の改 正, 2つ目が法人市民税関係の改正, 3つ目がたばこ税関係の改正, 4つ目が都市計画 税関係の改正となっております。最初に,個人住民税関係の一部条例改正についてご説 明申しあげます。49ページの個人住民税関係のところをご覧ください。個人住民税関 係につきましては、働き方改革を後押しする観点からの改正となっております。具体的 には、市税条例第24条の個人市民税の非課税の範囲について法律の改正に伴う改正 で,障害者,未成年者,寡婦及び寡夫に対する非課税の所得要件の引き上げに伴う改正 で、第1項第2号の125万円を135万円へ改正しております。施行日は平成33年 1月1日からとなります。次に控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備で同条第2 項中の控除対象配偶者を同一生計配偶者へと改正となっております。施行日は平成31 年1月1日からとなっております。また、均等割非課税限度額の引き上げの改正で同条 第2項中に、に10万円を加算した額を追加し、非課税限度額を10万円引き上げの改 正となっております。施行日は平成33年1月1日からとなります。次に市税条例第3 4条の2の所得控除については、法律改正にあわせての改正となり、基礎控除額に所得 要件を創設する改正で、第1項中に前年の合計所得額が2,500万円以下であるを加 える改正となっております。これにより所得額が2,500万円を越える方は基礎控除 が付かなくなります。施行日は平成33年1月1日となります。市税条例第34条の6 については、資料の50ページをお願いいたします。同条の調整控除については、法律 改正にあわせての改正で、調整控除額に所得要件を創設しており、具体的には、第1項 中に前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者と改正してお ります。こちらにつきましても基礎控除と同様の扱いになります。施行日は平成33年 1月1日からとなります。市税条例付則第5条の3,個人の住民税の非課税の範囲等に ついては、法律改正にあわせての改正で、第1項中に、10万円を加算した額を追加し ており,具体的には,所得割非課税限度額が引き上げの改正となっております。施行日 は平成33年1月1日となっております。次に法人市民税の改正が2つございます。主 なものについてご説明します。市税条例第48条、法人の市民税の申告納付につきまし

ては、法律改正にあわせての改正で、第1項中に内容欄記載の下線部分を追加し改正し ており, 第10項から第12項を新設しており,その内容は大法人に対する申告書の電 子情報処理組織による提出を義務として規定しております。施行日は平成32年4月1 日からとなります。次に、たばこ税関係についてご説明します。資料の51ページをお 願いします。市税条例第92条製造たばこの区分については、法律改正にあわせての改 正となります。加熱式たばこは、これまでパイプたばこに分類されて課税されておりま したが、課税方式の見直しにより製造たばこの区分に新たに創設されました。内容欄の 記載のとおり、1で喫煙用の製造たばこを5つに分類し(5)に加熱式たばこを記載し ており、また、2にかみ用、口で噛むかみですね、かみ用の製造たばこ。また3に鼻で かむものかぎ用の製造たばこと区分しており,施行日は平成30年10月1日となりま す。次に市税条例第94条たばこ税の課税標準についてはご説明申し上げます。資料の 52ページをお願いします。これは法律にあわせての改正で、条づれにあわせての改正 です。また、第3項を第4項へ、第4項を第6項へ改正し、第3項、第5項、第7項か ら第10項を新設しており、その内容は、加熱式たばこの課税標準は重量及び価格によ って換算した紙巻たばこの本数の合計とすることを規定しております。フイルター等の 重量を含まない重量とし、加熱式たばこ0.4グラムが紙巻たばこ0.5本に換算しま す。また、紙巻たばこ1本当たりの平均小売価格で、加熱式たばこの小売価格を紙巻た ばこの0.5本に換算することとしております。また、課税の激変緩和等の観点から平 成30年10月1日から5年間にかけて段階的に移行することを規定しております。今 回の改正の施行日は平成30年10月1日となり、平成31年から平成34年までの各 年の10月1日で換算補正率が変更となることから施行日は各年の10月1日となりま す。次に市税条例第95条たばこ税の税率については、資料の53ページをお願いいた します。同条は法律改正にあわせての改正でたばこ税の税率を平成30年10月1日か ら3段階に引き上げる改正となっております。たばこ1,000本につき現在は5,2 62円から5,692円へ改正となり、平成32年10月1日からは6,122円、平 成33年10月1日からは6,552円へ改正となります。施行日は平成30年10月 1日と平成32年・平成33年の各10月1日となります。次に、都市計画税関係の条 例改正についてご説明します。市税条例付則第27条読替規定で、資料の53ページを お願いします。同条は法律改正にあわせての改正で、地方税法附則15条第48項が法 律改正により追加されたため、都市計画税の読替え規定に第48項を追加し、改正とな ります。具体的には、都市のスポンジ化を防止するため、都市再生推進法人が都市再生 特別措置法に規定する立地誘導促進施設の目的となる土地や建物を無償で借り受けた場 合,固定資産税や都市計画税を減額するものです。立地誘導促進施設協定の有効期限が 5年間以上のものは最初の3年間、税額を3分の2減額し、10年以上のものは最初の 5年間、税額を3分の2減額するものです。なお、現在、土浦市には該当資産はござい ません。資料の55ページから60ページまでは条例の改正文となり、また、資料の6 8ページからは新旧対照表となっておりますので後ほどご覧いただきたいと思います。 また、資料の60ページ中央からの付則の改正はたばこ税の小売業者に対して課税する

手持ち品課税を規定したものですので後ほどご覧いただきたいと思います。説明は以上でございます。よろしくお願いします。

- ○平石委員長 この件について何かあるか。
- ○篠塚委員 たばこ税に関して、過熱式たばこが今度加わりますが、大体どのくらい入る見込みですか。
- 〇羽成課税課長 税収ですか。
- ○篠塚委員 税収。
- ○羽成課税課長 平成30年度なんですが、税率が上がることで、税収は下がってくるのではないかと考えております。平成30年度の概算なんですが、大体220万くらいは減るのではないかと予想はしております。
- ○篠塚委員 加熱式たばこは税率は低かったんでしたっけ。
- **〇羽成課税課長** 紙巻たばこに比べてぐっと低いです。過熱式たばこが普及されることによって、そちらに課税しようというようなことでございます。
- ○**今野委員** 49ページ。個人の市民税の非課税の範囲の中で,同一生計配偶者へ改正するとありますが,同一生計配偶者はどのように証明するものなのですか。この定義というのはどういう定義なのですか。
- ○羽成課税課長 同一生計配偶者とは、納税者と生計がひとつになっている方で、給与所得の合計が無制限。配偶者の合計所得金額が38万以下の方を同一生計配偶者といいます。控除対象配偶者は同一生計をしていて、給与所得が1,000万以下、配偶者の合計所得金額が38万以下の方という形の定義があります。
- ○平石委員長 その他,何かありますか。

(「なし」という声あり。)

○平石委員長 この程度。

その他総務部から何かありますか。

(「なし」という声あり。)

- ○平石委員長 委員から何かありますか。
  - (「なし」という声あり。)
- ○平石委員長 総務部の皆さんは退席して結構です。

(総務部退席)

〇平石委員長 協議事項

行政視察の行程表をお配りさせていただきました。全員参加ということでよろしいで すか。

(「参加」という声あり。)

- ○平石委員長 事務局,万が一欠席という場合は、何時までに報告すればよいですか。
- ○事務局 飛行機等の手配がございまして, 9月4日までに報告願います。
- ○平石委員長 皆さんよろしくお願いします。あと、総務市民委員会の本委員会の開催 日なんですけれども、水曜日の午後で予定させていただきたいので、よろしくお願いし ます。決算特別委員会委員の推薦についてですが、今回4名ということですが。

- ○久松委員 立候補します。
- ○平石委員長 よろしくお願いします。昨年は、吉田委員、篠塚委員、今野委員、島岡 委員にお願いをしました。
- ○篠塚委員 欠席されている方もいるので、欠席裁判をするわけにもいかないでしょうし、希望があれば久松委員みたいに。あと3人ちょっと、内々でという話だったと思うのですが。聞いてあげないと。委員長と副委員長は今まで出ているとか、ありますけれどね。4人なんで、議長は抜けるし、その辺でよろしくお願いします。
- ○島岡副委員長 やります。
- ○平石委員長 今日聞ければ。
- ○久松委員 今居るメンバーで決めたらいいだろうよ。
- ○島岡副委員長 欠席者の意向だけは聞いた方がよいのでは。
- ○平石委員長 私もやりますので、あと一人出していただきたいと思います。
- ○篠塚委員 吉田委員に聞いて、ダメだったら今野委員で。
- ○平石委員長 ダメだった場合は今野委員お願いします。
- **○事務局** 全員協議会の方が9月4日,9時30分から開催されますので,よろしくお願いします。あと,9月12日も9時45分から予定しているようなので,こちらの方もよろしくお願いします。

以上で総務市民委員会を終わります。お疲れ様でした。